

# 食費と居住費(滞在費)の負担の軽減(負担限度額認定)制度について

## 《負担限度額認定とは》

施設サービス(ショートステイを含む)を利用される場合、食費や居住費(滞在費)は利用者負担となりますが、世帯全員が住民税非課税かつその他要件を満たす方については、限度額を設けることで負担が軽減される制度です。

### ①対象の要件となる**所得及び預貯金等の基準**について

利用者負担段階	所得区分等	預貯金等の基準
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 又は生活保護を利用されている方	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円以内
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額82万6,500円以下の方	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円以内
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額82万6,500円超120万円以下の方	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円以内
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が 年額120万円を超える方	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円以内

次のいずれかに該当する場合、認定を受けられません。

(1) 本人が住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

(2) 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、**預貯金額が基準を超える場合**

【裏面もご覧ください】

②施設入所者および短期入所サービス(ショートステイ)利用者の負担限度額(1日あたり)

所得区分等	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円(980円)	530円	1,420円	1,360円

◆( )内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【問合せ先】厚木市 市民福祉部 介護福祉課 介護給付係  
 窓口：本庁舎2階10番  
 電話：046-225-2240